

最高裁判所裁判官審査公報発行規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第四号）

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第一条に規定する審査（以下「審査」という。）に付される同条に規定する裁判官（以下「裁判官」という。）は、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。）第二十四条第一項の規定により審査公報の掲載文を提出しようとするときは、別記第一号様式による書面を中央選挙管理会の交付する別記第二号様式の原稿用紙（中央選挙管理会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文に添えてしなければならない。

第二条 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

第三条 掲載文に掲載することができ写真は、当該掲載文を提出した裁判官の写真に限るものとする。

第四条 中央選挙管理会は、令第二十四条第一項の規定により提出された掲載文が前二条の規定に違反するとき、又は当該掲載文を印刷した場合において、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該掲載文を提出した裁判官に対し、掲載文の記載又は記録の訂正を求めることができる。

2 裁判官が前項の規定による求めに応じない場合は、中央選挙管理会は、必要な訂正をすることができる。

第五条 削除

第六条 審査に付される裁判官は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、別記第三号様式の申請書を中央選挙管理委員会委員長に提出しなければならない。

2 審査に付される裁判官は、既に提出した掲載文を修正しようとするときは、原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文を添えて、別記第四号様式の申請書を中央選挙管理委員会委員長に提出しなければならない。

3 前二項の規定による撤回又は修正の申請は、令第二十四条第一項の規定による期限経過後においては、することができない。

第七条 審査公報の様式は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

第八条 審査に付される裁判官がその官を失い、又は死亡した場合においても、令第二十五条の規定により掲載文の写しを都道府県の選挙管理委員会に送付した後においては、その者に係る審査公報発行の手続は、中止しない。

第九条 令第二十四条第一項の規定により提出された掲載文は、事由の如何にかかわらず返付しない。

別記

第一号様式 第四号様式 (略)